

連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）

にかかる掲示事項について

○地域の保険医療機関、保険薬局との連携体制として、次に掲げる体制を整備しています。

- ・レジメンに関する照会に応じる体制
- ・患者さんの状況に関する相談および情報提供等に応じる体制

令和4年4月

埼玉県立がんセンター 病院長